

香川県条例第14号

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第12条の4第2項、第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号</u>（同法第21条の5の16第4項、第21条の5の20第2項及び第24条の9第3項（同法第24条の10第4項及び第24条の13第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。第16条第1号において同じ。）、第21条の5の17第1項第1号及び第2号、第21条の5の19第1項及び第2項、第24条の12第1項及び第2項並びに第45条第1項、生活保護法（昭和25年法律第144号）第39条第1項、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項及び第68条の5第1項、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条第1項、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条第1項第2号、第54条第1項第2号、第70条第2項第1号（同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。第16条第2号において同じ。）、第72条の2第1項第1号及び第2号、第74条第1項及び第2項、第86条第1項、第88条第1項及び第2項、第97条第1項から第3項まで、第111条第1項から第3項まで、第115条の2第2項第1号（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の11の規定により同法第70条の2第4項の規定を読み替えて準用する場合を含む。第16条第2号において同じ。）、第115条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第115条の4第1項及び第2項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号（同法第37条第2項、第38条第3項（同法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）及び第41条第4項において準用する場合を含む。第16条第3号において同じ。）、第41条の2第1項第1号及び第2号、第43条第1項及び第2項、第44条第1項及び第2項、第80条第1項並びに第84条第1項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号（同法第21条の5の16第4項、第21条の5の20第2項及び第24条の9第3項（同法第24条の10第4項及び第24条の13第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。第16条第1号において同じ。）、第21条の5の17第1項第1号及び第2号、第21条の5の19第1項及び第2項、第24条の12第1項及び第2項並びに第45条第1項、生活保護法（昭和25年法律第144号）第39条第1項、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項及び第68条の5第1項、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条第1項、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条第1項第2号、第54条第1項第2号、第70条第2項第1号（同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。第16条第2号において同じ。）、第72条の2第1項第1号及び第2号、第74条第1項及び第2項、第86条第1項、第88条第1項及び第2項、第97条第1項から第3項まで、第111条第1項から第3項まで、第115条の2第2項第1号（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の11の規定により同法第70条の2第4項の規定を読み替えて準用する場合を含む。第16条第2号において同じ。）、第115条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第115条の4第1項及び第2項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号（同法第37条第2項、第38条第3項（同法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）及び第41条第4項において準用する場合を含む。第16条第3号において同じ。）、第41条の2第1項第1号及び第2号、第43条第1項及び第2項、第44条第1項及び第2項、第80条第1項並びに第84条第1項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）</p>

18年法律第77号) 第13条第1項の規定に基づき、社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準(以下「基準」という。)等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 略

(基準の一般原則)

第3条 略

(記録の整備等)

第7条 社会福祉施設等(別表第1の1の項、1の2の項、4の項、5の項及び18の2の項に掲げる施設に限る。)の設置者は、当該社会福祉施設等の入所者等に対する処遇又はサービスの提供に関する記録その他の規則で定める記録等を整備し、規則で定めるところにより、5年間保存しなければならない。

(業務の質の評価等)

第8条 社会福祉施設等(別表第1の1の項に掲げる施設のうち、児童福祉法第7条第1項の乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び里親支援センター(次項において「乳児院等」という。)並びに同表の1の2の項から3の項まで、7の項、9の項から13の項まで及び16の項から18の2の項までに掲げる社会福祉施設等を除く。)の設置者等は、自ら当該社会福祉施設等に係る業務の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努めなければならない。

2 社会福祉施設等(乳児院等及び別表第1の1の2の項に掲げる施設を除く。)の設置者等は、当該社会福祉施設等に係る業務の一層の改善を進め

第13条第1項の規定に基づき、社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準(以下「基準」という。)等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「社会福祉施設等」とは、別表第1の左欄に掲げる施設又は事業をいう。

(基準の一般原則)

第3条 社会福祉施設等の基準は、この章に特別の定めのあるものを除くほか、別表第1の左欄に掲げる社会福祉施設等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる法令に規定する基準をもって、その基準とする。当該法令の改正に伴う経過措置についても、規則で定めるものを除き、同様とする。
2 前項の規定により同項の法令に規定する基準を社会福祉施設等の基準とするに当たっては、本県の実情を考慮して、同項の法令のうち別表第2の第1欄に掲げる法令の同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

(記録の整備等)

第7条 社会福祉施設等(別表第1の1の項、4の項、5の項及び18の2の項に掲げる施設に限る。)の設置者は、当該社会福祉施設等の入所者等に対する処遇又はサービスの提供に関する記録その他の規則で定める記録等を整備し、規則で定めるところにより、5年間保存しなければならない。

(業務の質の評価等)

第8条 社会福祉施設等(別表第1の1の項に掲げる施設のうち、児童福祉法第7条第1項の乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び里親支援センター(次項において「乳児院等」という。)並びに同表の2の項、3の項、7の項、9の項から13の項まで及び16の項から18の2の項までに掲げる社会福祉施設等を除く。)の設置者等は、自ら当該社会福祉施設等に係る業務の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努めなければならない。

2 社会福祉施設等(乳児院等を除く。)の設置者等は、当該社会福祉施設等に係る業務の一層の改善を進めるため、定期的に外部の者による評価を

るため、定期的に外部の者による評価を受けるよう努めなければならない。

(保護施設における秘密保持等)

第10条 別表第1の4の項に掲げる施設(次項及び次条から第13条までにおいて「保護施設」という。)の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者等又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 保護施設の設置者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者等又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

別表第1(第2条、第3条、第7条、第8条、第10条、第13条、第14条、第15条関係)

社会福祉施設等	法令
1 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(同項に規定する幼保連携型認定こども園を除く。)	略
1の2 児童福祉法第12条の4第1項に規定する一時保護施設	一時保護施設の設備及び運営に関する基準(令和6年内閣府令第27号)
2 児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業及び同法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援の事業	略
3～18の2 略	

受けるよう努めなければならない。

(保護施設等における秘密保持等)

第10条 別表第1の4の項に掲げる施設(次条から第13条までにおいて「保護施設」という。)及び同表の5の項に掲げる施設(次項において「保護施設等」という。)の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者等又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 保護施設等の設置者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者等又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

別表第1(第2条、第3条、第7条、第8条、第10条、第13条、第14条、第15条関係)

社会福祉施設等	法令
1 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(同項に規定する幼保連携型認定こども園を除く。)	略
2 児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業及び同法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援の事業	略
3～4の2 略	
5 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第12条第1項に規定する女性自立支援施設	略
6～9の2 略	
10 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスの事業及び同法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスの事業	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)

--

別表第2（第3条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
略			
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	略 第140条の4第6項第1号イ(2)並びに第155条の4第2項第2号イ(1)(ii)及び第3項第2号イ(1)(ii)	略	
略			
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	略 第153条第6項第1号イ(2)並びに第205条第2項第2号イ(1)(ii)及び第3項第2号イ(1)(ii)	略	

11 略	
12 介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスの事業及び同法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスの事業	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）
13～18の2 略	

別表第2（第3条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
略			
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	略 第140条の4第6項第1号イ(2)	おおむね 10人	10人
略			
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	略 第153条第6項第1号イ(2)	おおむね 10人	10人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。